

建設業退職金共済制度に係る掛金助成

建設業退職金共済制度（建設業に従事する期間雇用者が対象。以下「建退共制度」という）は、建退共制度に加入する事業主が労働者の退職金共済手帳（※1）に共済証紙（※2）を貼付・消印することで納付、もしくは、電子申請（※3）により充当する掛金を（独）勤労者退職金共済機構が管理・運用し、労働者に退職金を支給する仕組みです。

本助成は、同制度に新たに加加入する事業主または既に加加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成するものであり、同制度への加入促進と同制度の円滑な実施を目的としています。

- ※1 （独）勤労者退職金共済機構が、建退共制度に加加入する事業主に対して交付する対象労働者ごとの共済手帳です。建退共制度に新たに加加入した労働者について最初に交付される掛金助成手帳には掛金免除欄が設けられています。
- ※2 事業主が対象労働者の就労日数に応じて、日額で定められた掛金を納付するための共済証紙です。
- ※3 ペイジーまたは口座振替で予め購入した退職金ポイントを就労日数に応じて掛金として充当し、納付する方式です。

対象となる措置

本助成は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、新たに建退共制度の被共済者となる労働者または掛金免除欄のある掛金助成手帳を所持している労働者を雇い入れる場合に行われます。

対象となる事業主

本助成の対象となる事業主は次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 建設業を営む中小企業者（※4）であること
 - ※4 資本または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者が300人以下
- 2 建退共制度に新たに加加入する事業主または既に加加入している事業主であること

助成額

本助成では、対象労働者が建退共制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額（日額320円）のうち50日分の納付を免除します。（※5）

- ※5 電子申請により充当された掛金の場合は、当該掛金助成手帳の更新時に助成日数を算定します。

受給手続

（独）勤労者退職金共済機構が発行する、掛金免除欄が設けられた掛金助成手帳をお使いいただくことで助成を受けられます。

利用にあたっての注意点

本助成の要件や手続き等の詳細については、建退共制度を運営する（独）勤労者退職金共済機構にお問い合わせください。

（独）勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 TEL (03) 6731-2831